

令和 7 年 6 月定例会
(2 0 2 5 年)

議案書②
(その 2)

5 月 3 0 日提出

【条例】

市議案第 6 8 号

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する

条例の設定について

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）5 月 3 0 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

投票管理者，開票管理者，選挙長，投票立会人，開票立会人及び選挙立会人並びに不在者投票の外部立会人の報酬の額を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
第2条 委員等に対しては、次の区分により報酬を支給する。 （1）～（71） （省 略） （72） 投票所の投票管理者 日額 <u>12,800円</u> ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定める額とする。 ア （省 略） イ 投票管理者会議その他投票事務に係る会議に出席する場合 日額 <u>6,400円</u> （73） 期日前投票所の投票管理者 日額 <u>11,300円</u> ただし、投票事務に従事する時間が10時間以内の場合は、日額に投票事務に従事した時間を乗じて11.5で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。 （74） 開票管理者 1選挙につき <u>12,300円</u> ただし、複数の選挙の開票事務を同時に担任する場合にあっては、重複して支給しない。 （75） 選挙長 1選挙につき <u>15,300円</u> ただし、複数の選挙の選挙会事務を同時に担任する場合にあっては、重複して支給しない。	第2条 委員等に対しては、次の区分により報酬を支給する。 （1）～（71） （省 略） （72） 投票所の投票管理者 日額 <u>14,500円</u> ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定める額とする。 ア （省 略） イ 投票管理者会議その他投票事務に係る会議に出席する場合 日額 <u>7,250円</u> （73） 期日前投票所の投票管理者 日額 <u>12,800円</u> ただし、投票事務に従事する時間が10時間以内の場合は、日額に投票事務に従事した時間を乗じて11.5で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。 （74） 開票管理者 1選挙につき <u>13,900円</u> ただし、複数の選挙の開票事務を同時に担任する場合にあっては、重複して支給しない。 （75） 選挙長 1選挙につき <u>17,300円</u> ただし、複数の選挙の選挙会事務を同時に担任する場合にあっては、重複して支給しない。

(現 行)	(改 正 後)
(76) 投票所の投票立会人 日額 <u>10,900円</u> ただし、立会時間が12時間以内の場合は、日額に立会いに従事した時間を乗じて13で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。 (77) 期日前投票所の投票立会人 日額 <u>9,600円</u> ただし、立会時間が10時間以内の場合は、日額に立会いに従事した時間を乗じて11.5で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。 (78) 開票立会人及び選挙立会人 1選挙につき <u>10,200円</u> (79) 不在者投票の外部立会人 日額 <u>10,900円</u> ただし、立会時間が7時間以内の場合は、日額に立会いに従事した時間を乗じて8.5で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。 (80)・(81) (省 略) 2 (省 略)	(76) 投票所の投票立会人 日額 <u>12,400円</u> ただし、立会時間が12時間以内の場合は、日額に立会いに従事した時間を乗じて13で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。 (77) 期日前投票所の投票立会人 日額 <u>10,900円</u> ただし、立会時間が10時間以内の場合は、日額に立会いに従事した時間を乗じて11.5で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。 (78) 開票立会人及び選挙立会人 1選挙につき <u>11,600円</u> (79) 不在者投票の外部立会人 日額 <u>12,400円</u> ただし、立会時間が7時間以内の場合は、日額に立会いに従事した時間を乗じて8.5で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。 (80)・(81) (省 略) 2 (省 略)

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の委員等の報酬及び費用弁償条例第2条第1項第72号から第79号までの規定は、その期日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票として選挙管理委員会が定めるもの（以下「選挙等」という。）に係る投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、選挙長、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人並

びに不在者投票の外部立会人（以下「投票管理者等」という。）に対する報酬について適用し、その期日が施行日前である選挙等に係る投票管理者等に対する報酬については、なお従前の例による。